

事 務 連 絡

令和4年2月18日

関 係 者 各 位

呉市高齢者支援課長

住民主体で開催される通いの場の活動再開について（お願い）

本市の福祉保健行政の推進につきましては、平素から格段の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2月18日に、広島県に適用されているまん延防止等重点措置期間が再延長となる見込みですが、呉市では、住民主体で開催される通いの場（貯筋・自主グループ、ふれあい・いきいきサロン等）の活動については、「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した「通いの場」活動ルール」

（令和3年10月14日改正）の「通いの場」の活動自粛及び活動再開の基準に則り、基本的な感染防止対策（マスク着用、手洗い、定期的な換気、人との距離を取る等）を徹底した上で、2月21日から活動を再開していただきますようお願いいたします。公共施設を利用して実施している場合については、実施場所の使用条件に従って利用してください。

なお、参加者から感染者が発生した場合は、感染拡大防止のため、直ちに活動を中止してください。

また、住民主体で開催される通いの場の活動を自主的に自粛される場合は、自宅でできる運動や交流など、自粛期間中の健康維持について、代表者等に周知してください。

この取扱いは、今後の感染状況及び広島県や呉市の対応方針等により見直しを行う場合があります。その際には、速やかに連絡いたします。

呉市福祉保健部高齢者支援課  
介護予防グループ  
電話 0823-25-3149